

調 達 公 告

一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年 1月 25日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 長谷川 具章

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

3年間使用予定電力量（高圧による供給期間総計） 14,977,152kwh

なお、使用予定電力量は、令和元年度の使用実績等を参考に令和3年度の使用予定量（別紙1）を算出したものであり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地 天神浄化センター

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）（以下、「環境配慮方針」という。）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班
電話 0858-35-4423
電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付

ア (1)の場所で、令和3年1月25日（月）から同年2月17日（水）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ（<http://www.t-tenjin.org>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和3年1月25日（月）から同年2月17日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

ウ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和3年2月24日（水）午前11時00分

イ 場 所

(1)に同じ（天神浄化センター管理棟 2階小会議室）

4 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を令和3年2月17日（水）午後4時までに郵送又は持参により3の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合があります。

6 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。